

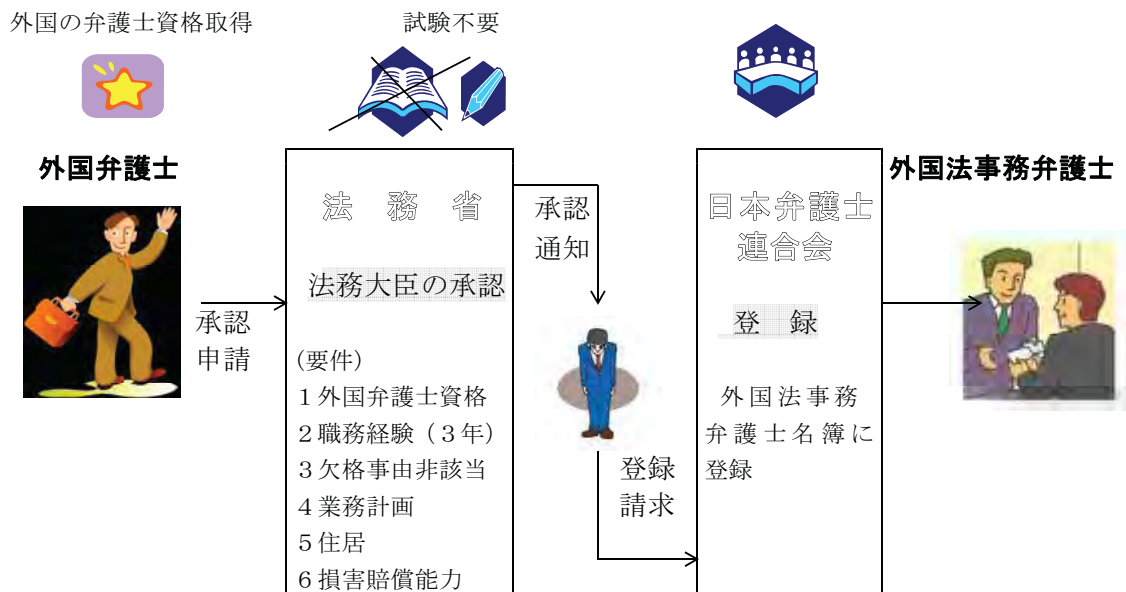
外国法事務弁護士制度について

1 制度の基本

外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たに資格試験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとする制度である。

2 外国法事務弁護士となる資格の承認及び登録手続

外国法事務弁護士となるには、法務大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならない。



外国法事務弁護士制度の概要

資料2

外国弁護士

承認申請
(試験不要)

法務大臣の承認

(要件)

- 外国弁護士となる資格
- 3年以上の実務経験
- その他

我が国における法律事務の取扱いの禁止
(弁護士法第72条)

・資格取得国以外の外国での実務経験も算入可能
・我が国における労務提供期間も1年を限度に算入可能



外国法事務弁護士
となる資格

登録請求

日本弁護士連合会

指導・監督

外国法事務弁護士名簿への登録



外国法事務弁護士

外国法事務弁護士の業務内容

(原則)

①原資格国法に関する法律事務

①例えば、ニューヨーク州弁護士は、ニューヨーク州法が原資格国法となる。

(例外)

②指定法に関する法律事務

②例えば、連合王国の弁護士資格も有している場合に、連合王国法について、法務大臣の指定を受け、外国法事務弁護士名簿に指定の付記がされたときは、ニューヨーク州法のほかに、連合王国法に関する法律事務を取り扱うことができるようになる。

③第三国法に関する法律事務(ただし、有資格者からの書面による助言が必要)

③第三国法(原資格国法及び指定法以外の外国法)については、その外国の弁護士等からの書面による助言を受けてする場合に限り、第三国法に関する法律事務を取り扱うことができる。

(注1)

日本法に関する法律事務の取扱いは不可

(注2)

①から③の法律事務であっても、訴訟代理や刑事弁護等は不可

(注3)

①から③の法律事務であっても、日本国民を当事者とする親族関係事件の代理等については、弁護士の書面による助言等が必要

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

(昭和六十一年五月二十三日)

(承認の基準)

第十条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者(以下「承認申請者」という。)が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。

一 外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後三年以上資格取得国において外国弁護士として職務を行つた経験(資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。)を有すること。

二 次に掲げる者でないこと。

イ 禁錮(こ)以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者

ロ 弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた者

ハ 弁護士法第七条第三号に規定する処分に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

ニ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものと外国の法令上同様に扱われている者

三 誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有するとともに、依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に雇用され、かつ、当該弁護士、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、通算して一年を限度として資格取得国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3 法務大臣は、承認申請者が第一項各号に掲げる基準に適合するものである場合においても、次の各号のいずれかに掲げる事情があるときでなければ、承認をすることができない。

一 弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていること。

二 弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていない場合においては、そのことを理由に承認をしないことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなること。

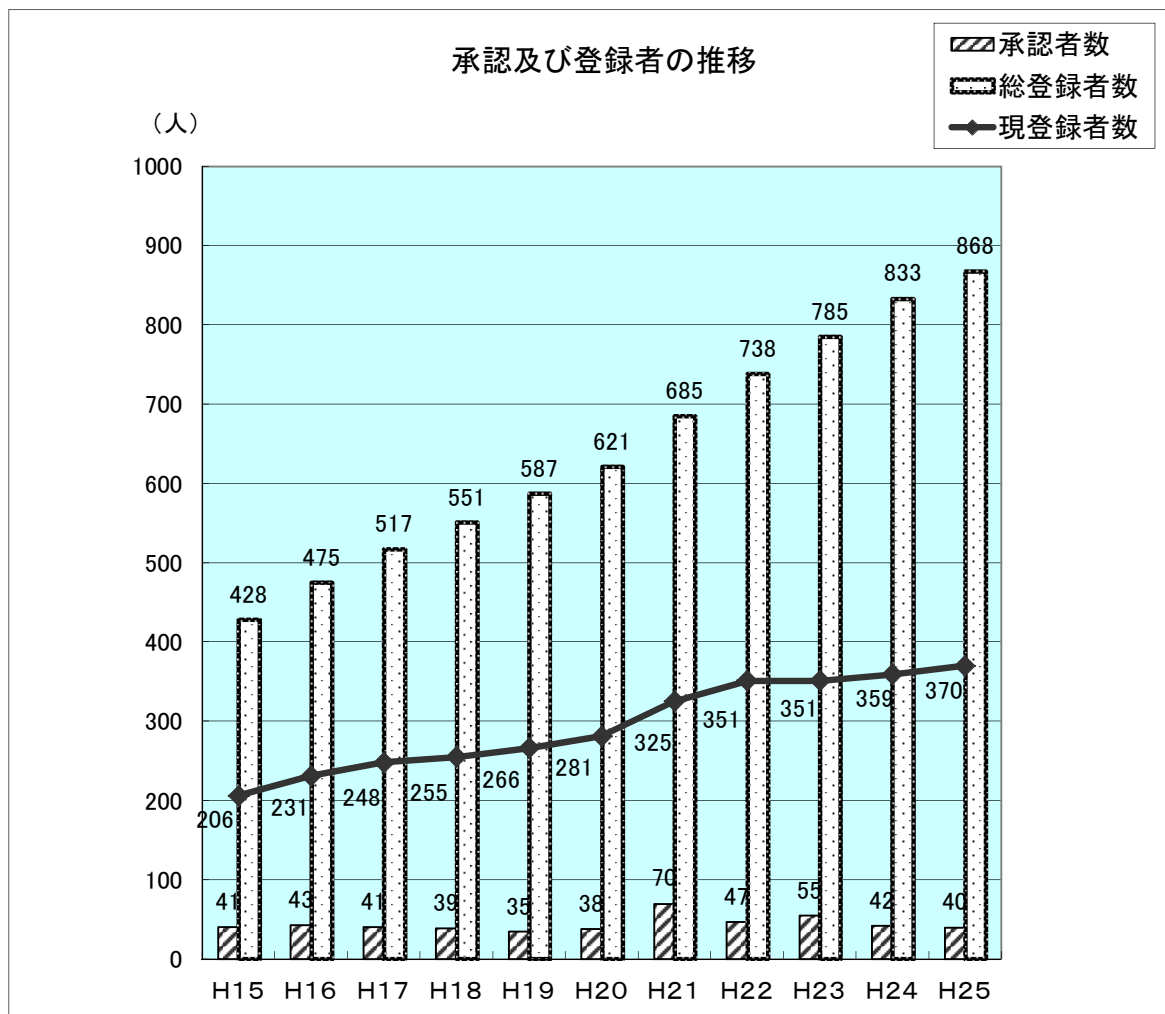
4 法務大臣は、承認をする場合には、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴かなければならない。

外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
承認者数	41	43	41	39	35	38	70	47	55	42	40
現登録者数	206	231	248	255	266	281	325	351	351	359	370
総登録者数	428	475	517	551	587	621	685	738	785	833	868

(注)各人数は各年末までの合計数(平成25年は10月22日現在の数値。)

(注)H15年承認者数のうち1名は複数国を原資格国として承認。



※総登録者数 … 外国法事務弁護士制度開始以降に登録した者の総数

※現登録者数 … 上記総登録者数から、帰国等の事由により登録を取消した者を除いた、現在の登録者数

外国法事務弁護士の登録者数（原資格国別）

2013年10月22日 現在

	原資格国	登録者数
1	アメリカ合衆国	207
	①カリフォルニア州	45
	②コロンビア特別区	12
	③コネティカット州	2
	④ジョージア州	1
	⑤ハワイ州	15
	⑥イリノイ州	9
	⑦ルイジアナ州	1
	⑧マサチューセッツ州	3
	⑨ネバダ州	0
	⑩ニュージャージー州	2
	⑪ニューヨーク州	101
	⑫オレゴン州	0
	⑬ペンシルベニア州	0
	⑭バージニア州	6
	⑮ハワイ州＋カリフォルニア州(※)	1
	⑯テキサス州	3
	⑰メリーランド州	1
	⑱フロリダ州	2
	⑲オハイオ州	0
	⑳ワシントン州	1
	㉑ノースカロライナ州	2
	㉒アラスカ州	0
	㉓アリゾナ州	0
	㉔ミネソタ州	0
2	連合王国	66
3	中華人民共和国	30
4	オーストラリア	22
	①ニューサウスウェールズ州	14
	②クインズランド州	3
	③西オーストラリア州	1
	④首都特別地域	0
	⑤ビクトリア州	4
5	ドイツ連邦共和国	5
6	フランス共和国	6
7	カナダ	9
	①ブリティッシュコロンビア州	6
	②オンタリオ州	3
8	香港	5
9	オランダ王国	0
10	ニュージーランド	2
11	シンガポール共和国	2
12	スイス連邦	1
13	スペイン	1
14	大韓民国	2
15	パラグアイ共和国	1
16	ブラジル連邦共和国	5
17	ネパール連邦民主共和国	1
18	イタリア共和国	1
19	アイルランド	0
20	サウジアラビア王国	0
21	フィリピン共和国	2
22	インド	2
	合 計	370

※複数承認（ハワイ州＋カリフォルニア州）

外国法事務弁護士の登録者数（国籍別）

2013年10月22日 現在

国籍	登録者数
アメリカ合衆国	135
日本	74
連合王国	43
中華人民共和国	30
オーストラリア	26
カナダ	16
ドイツ連邦共和国	7
フランス共和国	6
ブラジル連邦共和国	5
シンガポール	4
インド	3
大韓民国	3
アイルランド	2
フィリピン共和国	2
サモア独立国	1
スイス連邦	1
スペイン	1
パラグアイ共和国	1
ブルガリア共和国	1
ネパール連邦民主共和国	1
イタリア共和国	1
ギリシャ共和国	1
スウェーデン王国	1
ベルギー王国	1
アイスランド共和国	0
ニュージーランド	2
二重国籍（ニュージーランド・連合王国）	1
二重国籍（オーストラリア・連合王国）	1
合 計	370

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

現行の制度

【外国法事務弁護士の制度】

外国の弁護士資格を有する者が、外国法事務弁護士として登録を受けた場合に、その外国法に関する法律事務の取扱いを認める制度。

※ 日本法に関する法律事務を取り扱うことや、我が国の裁判所、行政庁における手続に代理人として関与することはできない。

【法人組織による活動】

弁護士は、弁護士法人を設立することができるが、外国法事務弁護士は、法人を設立することができない。

法改正の必要性

法律サービスの複雑多様化、専門化及び国際化によりの確に対応するため、弁護士と同様に、外国法事務弁護士が、法人組織で活動できる制度的基盤を整備する必要



法案の概要

外国法事務弁護士による法人の制度を創設

【社員の資格】

外国法事務弁護士のみが社員となるものとする。

【業務範囲】

外国法に関する法律事務を行うものとする。

※ 法人の設立により外国法事務弁護士が取り扱うことができる業務が拡大するわけではない。

【業務執行等】

- 業務執行等に関する規定を整備する。
- 雇用する日本の弁護士に対する不当関与の禁止の規定等を整備する。

【事務所】

複数の事務所を設けることができるものとする。

【監督】

弁護士会及び日本弁護士連合会の監督を受けるものとする。